

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第2条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同法第3条第1項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年6月27日 横浜地方法務局栄出張所 登記官 秋山 篤

記

意見又は資料の提出先

〒247-0007

横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目6番2号

横浜地方法務局栄出張所

TEL 045-895-3071

手続番号	表題部所有者不明土地に係る 所在事項		地目	地積 (㎡)
0225-2025-0001	横浜市栄区小菅ヶ谷四丁目	486番	墓地	58
0225-2025-0002	横浜市栄区小菅ヶ谷四丁目	579番	雑種地	0・87
0225-2025-0003	横浜市栄区小菅ヶ谷四丁目	661番1	雑種地	91
0225-2025-0004	横浜市栄区笠間三丁目	484番	墓地	70
0225-2025-0005	横浜市栄区笠間三丁目	490番1	墓地	21
0225-2025-0006	横浜市栄区笠間三丁目	490番2	墓地	11
0225-2025-0007	横浜市栄区笠間五丁目	167番	宅地	72・31